全史料協関東部会 WG報告書

~ 関東部会の新しい運営方法について ~

全史料協関東部会ワーキンググループついて

- ●令和3年 2月 令和2年度第2回役員会でワーキンググループの設置が了承
- ●令和3年 6月 令和3年度総会でワーキンググループの設置が決定
 - ◇関東部会の新しい運営方法についてのワーキンググループ
 - ◇検討事項
 - アブロック制の是非について
 - イ 事務局業務の見直しについて
 - ウ 部会事業(定例研究会・会報)について
 - エ 会費の取扱いについて
- ●令和3年12月 事務局と群馬県立文書館の打合せ
- ●令和4年 1月 検討事項に係る意見照会

意見照会の結果を踏まえ事務局において報告書(素案)とりまとめ

●令和4年 7月 ワーキンググループ報告書(素案)意見照会

素案に対する意見を踏まえ事務局において報告書とりまとめ



ブロック制について

- ★現行の機関会員が持ち回りで会長・事務局を担当するという内規は、会の安定的な運営と負担の平 準化を図るうえで合理的な仕組み。
- ★一方で、各ブロックを構成する機関会員の数がアンバランスであり見直しが必要。

見直し案

		機関名称
1	А	群馬県立文書館 その他、新潟・群馬・長野県内の機関会員
2	В	茨城県立歴史館 その他、千葉・茨城県内の機関会員
3	С	埼玉県立文書館 その他、埼玉・栃木県内の機関会員
4	D	東京都公文書館 神奈川県立公文書館 その他、東京都・神奈川県内の機関会員



		機関名称
1	А	群馬県立文書館 その他、BブロックからEブロックに属さない 機関会員
2	В	茨城県立歴史館 その他、千葉・茨城県内の機関会員
3	С	埼玉県立文書館 その他、埼玉・栃木県内の機関会員
4	D	東京都公文書館 その他、東京都内の機関会員
5	Е	神奈川県立公文書館 その他、神奈川県内の機関会員



事務局業務の見直しについて

★事務局業務の負担(負担感)については、各機関の規模、在職する職員構成等により受け止めに多 少の差異はあるが、各館の本来業務に加えて処理することになるものであり、可能なものについて は積極的に簡略化・合理化等が必要。

取組例

- ア 各種通知・資料については、郵送から原則メール送信・HPからのダウンロードへ切り替える。 (個人会員を含め、メールアドレスの管理が必須)
- イ 役員会・研究会等については、内容に応じて書面開催・オンライン開催を積極的に活用する。
- ウ HP運営などアウトソーシングが可能と思われる業務については、実現へ向け引き続き検討する。
- 工 事務局の状況に応じて、補助職員(アルバイト)を雇用する。



定例研究会について

- ★令和3年度に集約した意見では、実施回数に関しては「年3回程度」「年4回程度」「従来通り」、 オンライン開催に関しては「定例研究会の半分程度」「原則、対面」など定例研究会に対する考え 方は様々であった。
- ★定例研究会については、「事務局業務の削減二定例研究会の削減」ということではなく、計画・在り方の検討を進めることが必要。

検討の 観点

- ア 全史料協関東部会は、会則第2条に規定するように「会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を 通じて歴史資料の保存活用活動の振興に寄与する」ことを目的に設置しているものであり、定例研 究会は設置目的達成のための中核的活動であること。
- イ 会員の7割弱を占める個人会員にとっては、定例研究会が最大の加入要因と考えられること。
- ウ機関会員にとっては、若手職員の育成という観点から人的交流も含め貴重な研修機会であること。
- 工 事務局業務を軽減できる定例研究会の在り方。



会費について

- ★会費減額に賛成とする意見には、ここ数年、多額の繰越が生じている状況に加え、会議等削減により必要コストも一層軽減されるという前提がある。一方、変更しないという意見は、減額する積極的な理由が見当たらないというものであった。
- ★特に機関会員から徴収する会費は、いったん減額するとその後の増額は難しいことから、今後の会の運営、事務局業務の見直し(アウトソーシングや臨時職員の雇用を含む)などとセットで継続して検討が必要。

その他の意見(提案)

- ア 毎年度の定例研究会の計画に関して、あらかじめ会長館(事務局)に意見を聴く。 (定例研究会実施に伴う業務量を、会長館(事務局)でコントロール可能とする)
- イ 「会報」の発行を年1回発行、HP掲載に変更する。(印刷・発送業務の削減)
- ウ 機関会員による事務局分担は、自治体職員に一任意団体の業務を勤務時間内に行わせることになる。会の活動の活性化を喜びと感じる個人数名に分担させてはどうか。